

# インターネット上の違法有害情報の規制と 表現の自由

---

権利保障フォーラム 2010 Apr. 23

英知法律事務所  
弁護士 森 亮二

# 青少年ネット規制法案と「砦」の不在①

2008年初め、自民党の青少年特別委員会が「青少年ネット規制法」の試案を公開

- 有害情報について「プロバイダの有害情報の削除義務」と「その違反についての罰則」を規定するものであったため議論を呼ぶ。

## 疑問1

制裁を伴った削除義務を課す以上「有害情報」の範囲は明確でなければならないが、その定義をどのようにするのか？

## 疑問2

有害情報の削除義務違反に罰則を科すのであれば、その情報はもはや『有害』ではなく『違法』情報なのではないか？

## 疑問3

有害情報の発信は違法でないのに、それを削除しないことが違法なのは不均衡では？

## 疑問4

違法情報でさえ放置されている現状で有害情報の「削除義務違反」が検挙の対象となるのか？

## 青少年ネット規制法案と「砦」の不在②

2008年4月23日、ディー・エヌ・エー、ネットスター、マイクロソフト、ヤフー、楽天の5社は共同で意見表明(青少年ネット規制法を意識したもの)。以下要約。

保護者や教育関係者の方々と意見交換を行った上で、子どものインターネットの安全な利用環境の確保やリテラシー向上の観点から必要な調査・検討および教材制作を行います。活動によって培った知見をもとに政府・自治体に対する政策提言を行います。

現在、子どもとインターネットの利用に関しては、各政党においていくつかの法案が検討されています。一部の法案においては、保護者の多様な意見を反映できない仕組みの導入を義務化したり、弊害が多く効果の期待できない規制を課したりする傾向がみとめられますが、それらの法案には反対します。

子どもたちが安心してインターネットを利用できる環境を醸成することの必要性は誰もが認めるところです。保護者や守られるべき子どもが望まない方法で、かつ、効果が期待できない方法を国が一方向的に押し進めることは誰にとってもメリットはないものと考えます。当社は子どもや保護者と一緒に最善の環境作りに寄与していきたいと思えます。

## 青少年ネット規制法案と「砦」の不在③

---

- 非常に問題の多い法案であった割には、反応は小さかった。法案段階から反対表明をしていたのは、MIAU(インターネットユーザー協会(当時はインターネット先進ユーザーの会))ほか。
- 最終的に成立した法律(青少年インターネット環境整備法)では、前記の問題の多くは解消された。
- 法律成立時に若干報道があったが、その時点では当初法案のような危険なものではなくなっていた。

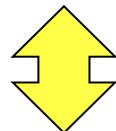
# 違法有害情報と法規制への期待①

## 道路周辺映像サービスとプライバシー権侵害

- 本来は道路の周辺映像の提供が目的だが、人の顔、表札、ナンバープレートが写りこむ。
- 場合によっては、立ち小便、キス、風俗店やラブホテルに出入りするところも。



総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（第一次提言）：  
重大な権利侵害が頻発しているとはいえ、改善を要するが、サービスを止めるほどのことではない。



日弁連「多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する意見書」：  
重大な権利侵害が生じており、是正勧告等の権限を有する第三者機関ができるまで、サービス対象領域の拡大を停止すべき。

## 違法有害情報と法規制への期待②

### 闇サイト、闇の求人・求職

- 違法行為、危険な行為の依頼、引き受け等の情報を交換する掲示板。
  - 「1週間で100万円の仕事があります。多少リスクがありますがうまくやれば大丈夫なので一緒に頑張りましょう」
  - 「お金になる仕事ないですか？多少危なくてもOK」
  - 「復讐したい相手はいませんか？お手伝いします。」
- 2007年8月、闇サイトで知り合った男性3人が名古屋で会社員の女性を殺害。女性は単なる通りすがりで犯人とは何の関係もなく、極めて痛ましい事件。
- 大きく報道され、「立法の不備ではないか」との指摘も多数。



今日まで、立法の動きなし

- 立法化にあたって検討すべきポイントは多々あるが、中でも重要なのは、違法情報でも放置されているものがある中で、新たに法規制を作っても法執行がなされるかという点。

## 違法有害情報と法規制への期待③

### 出会い系サイト

- 成人による利用については、問題がないが、児童が利用すると援助交際の情報交換に用いられ、福祉犯のきっかけに。



出会い系サイト規制法(正式には「インターネット異性紹介・・・」)として平成2003年に立法化、2008年に改正

- 事業者の届け出義務
- 禁止誘引行為の規制
- 年齢確認義務
- 児童の利用不可を明示する義務

- 立法化自体については異論は少なかったが、規制対象にSNSを含むか否かは大きな議論に。→ 現在では通常のSNSは含まれないことに確定しているものの「非出会い系サイト」における福祉犯罪の問題を残している。

## 違法有害情報と法規制への期待④

□ 非出会い系サイトでの福祉犯罪は、以下の議論につながっているが…



- SNSの自主規制には任せて置けない
- EMAの認定は信用できない

平成21年1年間にプロフィールサイトなどの非出会い系サイトを介して児童買春などの福祉犯罪の被害にあった児童は148人(前年比66人増)と、出会い系サイトで被害にあった36人(同12人減)を大幅に上回ったことが17日、警視庁の統計で分かった。警視庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、非出会い系サイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけている。

産経新聞 2010年2月18日の記事から

## 表現の自由を「脅かす」もの①

---

- 「国家による表現の自由の制限を極力回避すべき」ということに異論のある人はいない。
- 問題は、「国家による表現の自由の制限」が待望されるような表現がでてきてしまうこと。問題表現、特に権利侵害情報を減少させることが、表現の自由を守ることになる。
- “砦”もそのような観点から考えるべき。規制に対して「NO」という組織・団体のみならず、効果的な違法有害情報対策をおこなう組織・団体、さらにはそのような機能・工夫も“砦”である。

## 表現の自由を「脅かす」もの②

### 青少年ネット規制法案

「ネット上で現行法でも違法なレベルのわいせつ画像も簡単に見ることができますが、その画面を有害サイトの例として会議などで配布すると違法になるわけです。それなのにサイト自体はいつでも見られるという状況はおかしいですよ。」

「『自主規制では不十分』青少年ネット規制自民法案、高市早苗議員に聞く」NIKKEI NET 2008年4月8日

### 第28期東京都青少年問題協議会答申 「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」

「他に提供する目的のないいわゆる「単純所持」は禁止されず、インターネットを中心におぞましい児童ポルノが蔓延している。」

35

# 違法有害情報に対する取り組み①

## 安心ネットづくり促進協議会

- 青少年インターネット環境整備法の成立を受けて2009年2月に設立。安全・安心なネットづくりを推進し、インターネット利用環境を整備する。インターネットにかかわるあらゆる当事者の参加を想定。
- 調査企画委員会と普及啓発委員会の2つが活動の柱。前者の中に「調査検証作業部会」「児童ポルノ対策作業部会」「コンテンツレイティング作業部会」「コミュニティサイト検証作業部会」を設置。「児童ポルノ～」でブロッキングを検討。

## インターネット・ホットラインセンター

- 2006年6月に運用開始。
- インターネット上の違法有害情報について、通報を受ける。
- 違法情報については、警察に通報するとともに、プロバイダ等に対して削除の依頼。有害情報については、利用規約等に基づく対応の依頼。
- 運用ガイドラインを整備して、有害情報については、限定を設けて厳格な運用をめざす。
- 2009年の実績は、違法情報としての削除依頼16,496件(対応率88.0%)、有害情報としての対応依頼1,971件(同78.4%)

## 違法有害情報に対する取り組み②

### EMA、I-ROI

- サイトの第三者認証。サイトの安全性についてのお墨付きを与えるしくみ。どちらも2008年5月に設立。EMAは携帯のみ。I-ROIはPCサイトも。
- ユーザーの啓発・教育活動
- フィルタリングの改善

### 違法有害情報相談センター

- 違法有害情報の相談窓口
- 2008年2月に設立。当初は電気通信事業者向けであったが、後に一般に開放。主としてプロバイダ、掲示板管理者、学校管理者からの相談を想定。
- 削除要請、発信者情報開示などへの対応のアドバイス。
- ネットいじめの対応などについてアドバイス。

# 表現の規制に対する考え方

---

- “砦”の中核は、問題情報(問題報道・放送)に対する実効的対策ではないか。
- 国家に期待される役割は、民間の取り組みに対する支援が原則。
- ただし、報道被害による権利侵害が頻発すると評価されるような場合、新たな法規制等が必要とされてもやむを得ない。
- 仮に、新しい機関を作らざるをえない場合であっても、行政よりは独立行政委員会が望ましい。また、独立行政委員会であっても、広範な権限を与えるべきではない。原則として、報道被害等の権利侵害の救済に止めるべき。特に「中立性」などについては、所管させるべきではないのでは。